

平成27年4月の経営事項審査の改正に伴う 平成28年度県工事発注に係る格付けの取扱い

平成27年4月1日から経営事項審査の審査基準が改正されることに伴い、平成28年度の三重県建設工事発注に係る格付けにおける取扱いを、下記のとおりとします。

記

平成28年度の三重県建設工事発注に係る格付け（三重県建設工事発注標準）【H28.6～H29.5 予定】の対象となる経営事項審査結果は、平成26年10月1日から平成27年9月30日までの期間の審査基準日とする予定です。

上記の対象期間の経営事項審査結果において、平成27年3月31日までに受審された旧基準による審査結果も、平成28年度格付けにおける有効な経営事項審査結果とします。

ただし、4月1日以降に新基準による経営事項審査の再審査申立を行った場合は、新基準による経営事項審査結果を有効とします。

なお、三重県以外の機関（国、市町等）の取扱いについては、各機関にお問い合わせください。

（参考）

経営事項審査制度改正による再審査申立

申し立て期間

平成27年4月1日から平成27年7月29日まで

経営事項審査の再審査申立については、それぞれの許可行政庁にお問い合わせください。

（三重県知事許可の場合は、管轄の各建設事務所または県庁建設業課）

事務担当：県土整備部建設業課

入札制度班（格付け） 059-224-2723

建設業班（経営事項審査） 059-224-2660